

近代初期における図書館目録規則の標準化過程に関する一考察

志保田 務*

はじめに

－ 1 図書館と目録規則

近代公共図書館の最大の特徴は所蔵資料を利用者へ貸出するという公開性の明確化にある。図書館が公開機能を十分発揮するためには所蔵資料に関する情報を利用者に伝達するメディア“目録”の具備が不可欠である。

近代初期、公共図書館は“閉架制”を採っていたため、利用者が図書館の蔵書から必要な資料を入手するためには、出納カウンター係員への“請求”が必要であり、そこにあつて目録は必須のツールであつた。

近代図書館の発展期に入ると、図書館サービス観が進展。開架が進行し、目録の機能は、多元検索、すなわち共著者やタイトル等、多様な書誌的側面からの検索に備えるもの、求める資料の所蔵と書架排列位置の確認のための道具という方向に向かう。

目録の記入作成、編成にはそのためのマニュアル目録規則が必要である。近代初期においては各機関独自の目録法が用いられた。その時期には写本や木版刷りの書籍の発行、収集が未だ多く、図書館目録法は近代以前の書誌類が採っていた記録法、あるいは書誌学的手法の影響を受けていたと考えられる。当時の図書館では、同一テキストを土台とする各資料についてその異本との差異を目録上に明示することが重要であつたようである。

* 本学経営学部

キーワード：図書館，目録規則，書誌基準，目録標準化

しかし活版印刷が盛んになり収集対象資料が刊本中心となる時代には、図書館ごとの収集資料間に共通性が生まれ、その記録（目録）における記録表現の重点は、同一テキストに拠る図書を「同一」と単純・迅速に同定することに置かれるようになった。そこにおいては蔵書それぞれの書誌の特徴を、必要最小限に表わす方向で、図書館目録、その作成基準・目録規則が求められたと考える。その原理は、米国の C. A. Cutter “Rules for a dictionary catalogue（辞書体目録規則 1876年）によってほぼ完成していた¹⁾。

20世紀早々に国際化現象が現れた（英米合同目録規則等）。その動きは2次にわたる世界大戦で停滞を示すが、国際図書館協会連盟（IFLA）の下に1960年代には国際目録原則会議が持たれ世界的原則（ICCP）が成立し、これを受けて、西洋全域でそれに基づく目録規則が策定され、次に図書館「目録」規則から記録界の「書誌」基準という枠組みに進展した（ISBDs）。さらにマルチメディアに対応して各種メディアの規則、基準の策定へと進んだ。現在ではメタデータというレベルでデータ交換のための基準（ダブリン・コア等）検討の機運が高まっている。このような革新は、機器（コンピュータ系統）の開発、資料・情報のマルチメディア化等、技術面の発達を基盤としているが、一方に、政策面、組織面の強化があることを見逃すことはできない。すなわち集中目録（コピー・カタログング）、共同目録により資料・情報の標準的な組織化、利用（共用）が図られ、これらを助けるための書誌ユーティリティ（OCLC, NACSIS 等）が誕生した。資源共有、世界書誌調整、書誌コントロールといった理念の定着によると言えよう。

ー 2 標準目録規則成立のための条件

以下に目録規則標準化の条件を追う。その理由は、目録が歴史的に図書館サービスを発展せしめたこと、その標準化が書誌コントロールの形成に資したことにある。換言すれば、近代図書館の黎明期において、目録規則の不在が図書館サービスの発展を妨げていた。次のような言がある²⁾。

[図書館の] 利用率に至っては未だ英米の図書館に遠く及ばないのは

遺憾の至りである。其の原因は二、三にして止まらないであろうが、目録法の統一のないことも確かに原因の一つをなして居るであろうと信じる。

一国で、何らかの標準（図書館）目録規則といえるものが成立するには、一定の前提基盤が必要であるといえる。そのポイントは、次のとおりである³⁾。

第一は、前提的な一定レベルの環境、換言すれば実質的な模範（モデル）にあたる存在があることである。これは、下記のことであると考える。

- ①その国に伝統的な書誌記録法の存在すること
- ②国際的な目録規則モデルが存在し、それを参照できること
- ③国立図書館または、指導的図書館が存在すること
- ④上記、③の図書館における一館目録規則（内規を含む）があること

以上の項目は①から④に向かって進み、④（指導的図書館の目録規則）が新設図書館の目録作成の基準、目録規則として使用されたと考えられる。

第二は、標準目録規則策定に進むための基地的存在があることである。その主要な論点は下記三点である。

(1)国の図書館協会などによる目録規則の策定行動

- 1)図書館協会の設立
- 2)同協会目録委員会による目録規則案の策定（標準目録規則の内的成立）
- 3)同目録規則案に対する会員等の議論（の場の設定）と賛成意見の多数化
- 4)同協会の目録規則としての正式決定（理事会決定）

(2)同協会機関誌などへの目録規則の公表

(3)一般図書館（群）におけるその目録規則の受容、実用化

以上であるが、この条件を日本の目録規則にあてはめ考察する。そこで“本論”第一部で日本近代初期の標準目録規則の成立環境について論述し、第二部では、その時代に策定された標準目録規則について論及する。

最後に、それら目録規則策定にまつわる論争、特に“主記入論争”に言及し、これらの規則と論争がその後の時代の目録規則に及ぼした影響について考察する。

1 日本近代初期における標準目録規則成立の環境

ここでは、日本における標準目録規則の生成、発展について、前章に記した条件に照らして検討する。

1-1 伝統的な書誌記録法の存在

日本における明治以前の書誌の大部分は分類系であった⁴⁾。和書としては「本朝書籍目録」(1277-79年?)を始祖とする分類系の書誌で、目録レベルでは分類目録であるが、分類記号のもとに体系化された今日的な分類目録とは当然異なる。目録は、粗分類の項目名のもとに⁵⁾、記入を各1行に収める。それぞれの記入は書名を冒頭に記しその下に、巻数、冊数などを記す。時代を追って著者や注を付すかたちが多くなっている。記録形態的には冊子目録である。同一項目中の記入の排列順が、書名の“いろは順”であったと説明されることがあるが、“いろは順”でない例も少なくない。

この書誌の記録法の伝統が、日本最初の近代図書館とされる書籍館(1872年)に引き継がれた。書籍館は寄贈、移籍によって初期の蔵書構成をしたが、それら図書の前所蔵館の目録は、上述の記録様式を採っていた。

“前所蔵館”と寄贈、移籍図書の分野は下記のとおりである。(「文部省博物局開設布達」より)

昌平坂学問所から、漢籍類

和学講談所から、国典籍類

医学館から、医学書

開成所から、洋書

上記の館では前記のように各記入を粗分類のもとに書名から記す形をとっており、この方式が書籍館における和漢書の目録記入においても用いられた。

目録の種別としては分類目録にあたる。書籍館における目録は、分類目録をもって出発するが、音順排列の目録への関心はあった。分類目録における分類項目の見出しをはずすと、元の分類単位の範囲ながら記入が書名順に排列されている。それらは部分的には書名目録となる。基本記入論の次元では“書名基本記入”方式の源流がここにあるとして、“書名基本記入の伝統”またはその系列のものがここにあるとされるが、後に述べるように、日本本来の目録は分類目録であったことに留意しておきたい。

1-2 国際的な目録規則モデル

黎明期の日本図書館界は図書館経営上、英米（特に米国）のそれをモデルとした。

田中敬が言った⁶⁾“現代の図書館は其の範を欧米の図書館に取ったもので、わが国古来の文庫の継続ではない”との理解は重要と考える。

多くの欧米からの帰朝者、たとえば田中不二麿、田中稲城、和田万吉等の報告、佐野友三郎の翻訳などが、西洋の図書館に学ぶための役目を果たした。彼らの持ち帰った資料は、この時期の目録に重要な影響を与えた。参考と心得た目録規則として、Antonio Panizzi が策定した大英博物館目録規則（1839年）がある。また米国図書館協会が1881年、英国図書館協会が1883年にそれぞれの目録規則を策定した。しかし Ph. Q. Keeney は言う⁷⁾。

戦前における日本の図書館は“西欧の体験”を何一つ学ぼうとせず、それを無視し全く顧みないままに來たとして、それを驚くべきことである（後略）。

Keeney の弁をそのままに受けとめることは適当でないが、目録規則に関しては、十分学習、摂取したとは言えない面があったことは事実である。否、むしろ和漢書の目録記入の作成、その編成に関しては、西洋目録規則の採用、適用を拒絶しようとした面があった。

このことについて、田中敬は次のように述べている⁸⁾。

洋書と和漢書とが引離されて別々に整理せられて居るのは事情已むを

得ざるに出でたこととしてしばらく我慢しなければならぬとして [以下略]

当時蔵書、収書の大半を占めていたのは和漢書であり、これに直接西洋目録規則を適用して書誌記録を作成することには、いろいろの抵抗心理が働いたものと考えられる。次のように整理しておきたい。

- (1)従来の“文庫”の記録法への拘泥があった
- (2)和漢書と洋書のあいだに、造本上の違いがあった
- (3)西洋目録規則、西洋の言語習慣に対応できなかった。具体的には、
 - ①記述の文法的なものが摂取しにくいこと
 - ②縦書きの伝統と、横書きの西洋の伝統の相違である。

なお、黎明期から幾分か年月が進むなか、カード目録、辞書体目録が米国の目録手法として日本に入ってくるが、これに対しては、冊子目録、分類目録の伝統の壁が立ちほだかる。これらのうち“分類目録”が、その後わが国で戦わされる目録議論の根底に、隠然と潜む要素となったことに留意しておきたい。

1-3 国立図書館・指導的図書館とその冊子目録の編纂・刊行

(1)国立図書館等の存在

日本において“国立図書館”の機能を有する図書館がいつ成立したかについては議論のあるところである。

まず①、「書籍館（1872年）」を始祖とする立場がある⁹⁾。

これは、明治新政府が、「文部省番外達」によって公示したことに従うもので「国立」の図書館の始まりであり、これをもって「国立図書館」と判断する、岡田温ほかの立場である。この図書館を国立図書館の始祖とすることは、「国立の図書館の始祖」という意味において誤りではない。しかし多くの日本図書館史の文献は、この書籍館の蔵書が1875年2月、文部省関係から失われたこと（内務省浅草文庫へ）を理由に、同館を国立図書館の初めとはしないとす立場をとっている。

次に②、「東京書籍館（1876年）」を始祖とする立場がある。

これは、1875年4月、新しい蔵書をもって開館した東京書籍館をあげるものである。主張者は、その主たる理由を、その蔵書が帝国図書館（ひいては国立国会図書館）にも引き継がれていることに求める¹⁰⁾。

最後に③帝国図書館（1897年官制公布）を国立図書館の最初とする立場がある¹¹⁾。

これは、「帝国」という、軍国主義の時代の象徴的名称ながら、全国規模を表す名称を冠し、蔵書、建物も以前に比べて堂々としており、さらには館長、司書の地位が法令（明治30年勅令114号）で定められた図書館であるからである。

「国立図書館がいつ成立したか」を問う場合、「国立図書館とは何か」を定義しておく必要がある。「国立図書館」の要件は、時代その他、評価のメジャーをどこにおくかで一律でない答えが得られであろう。ここに一つのメジャーを借りて進行する。UNESCOの「アジア・太平洋地域の国立図書館発展に関するセミナー」（マニラ 1964）の定義である¹²⁾。

- 1) 図書館界でリーダーシップをとる
- 2) 国内出版物全部の永久保存をする
- 3) 出版物以外の資料も収集する
- 4) 書誌サービスを提供する
- 5) 協力活動のセンターとなる
- 6) 政府機関にもサービスする

上記の③帝国図書館がこうした条件を充足していることは明らかである。また明治初めに寄贈、移管図書をかき集めて蔵書となし、一年足らずで所属替えし、二年を経ずして名称を変えてしまう「書籍館」に国立図書館機能を認めることは難しい。問題は、②東京書籍館である。『新図書館学ハンドブック』¹³⁾がとるこの立場である。

東京書籍館は、三年足らずで閉館するが、国立図書館機能を有していたと考える。理由は、館長補永井久一郎を専門官として館界にリーダーシップを発揮したこと、内務省にその事務が移管された納本制度のなかで一冊を同館に収めさせるよう交渉しそれを実現し、それらの書籍を後継図書館の蔵書としたこと、所蔵目録を発行し書誌サービスを提供したこと。私は“目録の公

刊と実質目録規則の存在”をメルクマールとし、これを最初（1876年）に実行した東京書籍館をもって日本で最初に国立図書館として機能した図書館と見る。

(2)代表的な図書館の目録の発行、この館における目録規則（内規）の存在
東京書籍館は1876年に同館「和漢書目録凡例十三提案」（内規）を策定した。その内容と適用細則は、小林花子によって詳細に報告されている¹⁴⁾。これは同年刊の冊子型分類目録『東京書籍館書目内国新刊和漢書之部』編成のための目録規則となった。その内容は下記のとおりである。

和漢書籍目録凡例十三條

- 【一】一凡ソ皇國ノ文字體裁ニ法ルノ書ハ、内外人ノ著述ヲ論セス、總テ和書トス、漢土ニ法ルノ書ハ、漢書トスルモノハ、洋書ノ、各其國語ニ從テ類ヲ分ツニ效フナリ
- 【二】一文字體裁、漢書ニ法ルト雖トモ、皇國人著述スル書ハ、一切和書トス、漢土人著述スル書ト雖トモ、攝州湊川楠公碑銘ノ類ハ和書トス
- 【三】一漢書ヲ注解スルニ、和文ヲ似テスル經傳餘師二類ハ、内外人ノ著述ヲ論セス、原文ヲ主トスルガ故ニ、漢書ノ類ニ入ル、和書ヲ注解スル書モ亦コレニ效フ
- 【四】一和漢兩文ヲ聚メテ一部ノ書ヲ成ス和漢朗詠集ノ類ハ、皇國ノ用ニ供スルヲ主トスルカ故ニ、和書ノ類ニ入ル、他ハ、コレニ效フ
- 【五】一文字體裁漢土ニ法ルト雖トモ、事實ハ、和漢洋ヲ併記スル和漢年契ノ類、皇國ノ用ニ供スルヲ主トスルハ、和書ノ類ニ入ル、他ハ、都テ此例ニアラズ
- 【六】一和漢兩書、各部類ヲ分ツテ六門トシ、六門中、人名部類ヲ分ツテヲ敷目トスル左表ノ如キハ、四庫全書總目等ノ書ト甚タ同シカラスト雖トモ、是皆、西州各國書籍院類目部分ノ法ニ效フナリ
- 【七】一書名ノ下ニ卷數ヲ記シ、古ヘヨリ卷册失亡シ、缺卷ト確定スルハ（今缺何卷）トシテ、書册ノ亡不亡ヲ示シ、失亡ノ確定セサルハ（何卷缺）ト記シテ、後日ノ考定ヲ待ツ
- 【八】一書名記載ノ順叙ハ四庫全書總目・羣書一覽等に據ルト、雖トモ、或ハ然ル能ハサルモノハ、事實ノ先後、又ハ、著述者ノ新古ヲ似テ

列敘ス

- 【九】合巻・分巻ニ關セス、書名ノ最下エ何十何本ト記スルハ、書冊ノ現數ヲ知り易カラシカ爲ナリ
- 【十】一書名ノ下ニ撰者ノ姓名、并ニ書中ノ大意ヲ記スルハ、專ヲ黄小ノ爲ニ計ルユヘ、信長記・豊臣秀吉譜ノ類ハ、別ニ書意ヲ記セス
- 【十一】一皇國ニ限り、撰者ノ姓名及ヒ書中ノ大意ヲ記スルニ、左右大臣以上ノ位官アルモノハ（某公）ト記ス、朝廷尊爵ノ意ニ從フナリ
- 【十二】一書中ノ大意ヲ記スルニ、統ヲ朝廷ニ係ル歴史徴ノ類ハ、（某帝某年號）ヲ記シ、統ヲ、人臣ニ係ルニ日本外史及ヒ玉齒・玉海ノ類ハ、年號ヲノミ記ス
- 【一三】一著述者ノ姓名全ク傳ハラサルモノハ、（撰人不知）ト記シ、未タ詳クナラサルモノハ、暫ク疑ヲ闕テ記セス、他日ノ考定ヲ待ツ

この“内規”は目録基準、実質的目録規則であり、ここに目録規則策定の第一歩が印されたと考える。ただし近辺の図書館に配布された上記目録冊子には、この目録基準は記されていない。したがって、“公刊”という目録規則の条件は満たしていない。同館は1880年、東京図書館と改称、1883年『東京図書館和漢書分類目録』を発行した。さらに1897年、帝国図書館と改称する。

なおこの時期、東京大学（帝国大学または東京帝国大学）では次の目録を発行している。同図書館はわが国大学図書館中の“代表的な図書館”であり、その図書館目録の発行は、大学図書館の、標準目録規則策定上の礎石と考える¹⁵⁾。

1880年『東京大学法学部・理学部・文学部図書館和漢図書目録』

1891年『帝国大学図書館和漢書目録（仮字別）』

1893年『帝国大学図書館和漢書分類目録』

1900年『東京帝国大学附属図書館和漢書書名目録増加第一』（明治21-31年）

1-4 標準目録規則策定のための機関

標準目録規則成立のための次なる前提条件は、図書館協会の設立と考える¹⁶⁾。日本文庫協会が1892年に設立された。発案者は、関直、大城戸宗重（内閣記録局）で、発起人はこのふたりに田中稲城、西村竹間（東京図書館）を加えた四名である。関ら二名は、文部省の意を受けて帝国図書館との連携で、公立図書館の支配を図ったものと見られる。この発起人四名が発足時の幹事となり、集団経営体制をとった。

日本文庫協会の発足は、米国、英国の図書館協会に次いで世界第三番目である。しかし同協会の設立は官主導型であった。日本近代黎明期の図書館界が、福沢諭吉の示唆、優れた文部省関係者、田中不二麿、目賀田種太郎、市川清流などの尽力で発足したものの、その実際の所管体制、経営は官僚的であった¹⁷⁾。

日本文庫協会設立第一〔回〕例会で、田中稲城は「和漢書目録編纂規則取調の要」を力説した。同例会は目録法検討のための委員会設置を決定した。同年6月の幹事協議会は「和漢図書目録規則取調事項」を決議し、目録規則の編纂を正式事項とした。ただし、洋書に関しては、著者を冒頭に置く、西洋流のアルファベット順排列の目録法（米国図書館協会目録規則〔初版〕1883年）を採用することとした。

1919年、日本図書館協会は、「府県立図書館部」を設置した（「図書館協会会則」1919年改正、第7條）。これはJLA最初の部である。同部がこの時期に設置された理由は、公共図書館からのJLA入会が急増したためと考えられる。しかし、部はこれ一つで、多数の参加者を擁する大学図書館に関する部は設置されなかった。部が府県立図書館部に限られた原因は、JLAが、国（文部省）の指導下に、公共図書館を国立図書館（帝国図書館）を頂点とする支配構造下に置こうとしたことにあると見られる。この体制のもとに、1933年、図書館令が改訂され、「中央図書館制」が出現した。JLAは、国の帝国主義と同調するかのごとく、反動的傾向を強めて行く。こうして全国図書館大会は1922年（第17回）以降第二次世界大戦敗戦（1945年）までのあい

だ、「文部大臣諮問事項」の協議を行った。1924年（第18回）における公共図書館対象の諮問事項は、「国民思想善導に關し、図書館の採るべき最良方策如何」であった。この1924年、帝国大学図書館協議会、全国専門高等学校図書館協議会が発足した。その後、幾つかの図書館協議会が設立された。1927年の官立医科大学図書館協議会、1930年の東京私立大学図書館協議会である。同協議会は、1938年東京私立大学図書館協議会が私立大学図書館協議会に改組した。

これらは日本文庫協会の発足から、30～40年後の1920～1930年代に成立した。日本図書館協会内に“大学図書館部”などといった大学図書館関係の部が設置されなかったことを主な理由としたと見られる。帝国大学図書館協議会はのち1943年に、同協議会独自の目録規則「和漢書目録規則 第一編」を策定した¹⁸⁾。

2 標準目録規則の策定

日本図書館界各期の標準目録規則について論述する。

2-1 「和漢図書目録編纂規則」日本文庫協会編（1893年）

「日本文庫協会規則」第一条には次のようにある¹⁹⁾。

本会ハ主トシテ図書館ニ従事シ又ハ図書館ニ関係アル目録ヲ以テ組織シ図書館及ビ図書ニ関スル事項ヲ研究シ総テ本邦ニ於ケル図書館事業ノ進歩発達ヲ図ルコトヲ目的トス

これに関係することとして、その発足時、目録規則の編纂が提案され、早速、太田為三郎（帝国図書館）にその発案の労を託し、策定の方向に踏みだした。協会規則が成った創立年1892年の6月中旬、大田為三郎は幹事協議会に「和漢図書目録編纂規則取調事項」を提案して、協議会の決議を得た。同月下旬、第二例会で、上記「取調事項」を例会出席の会員の検討に委ねた。ここで出された意見を受けて年9月、第三例会で、「和漢図書目録編纂規則」案が出され、原則十箇条を決定した。同年12月上旬、第四例会で「和漢図書目録編纂規則」の未決条項の内容を定めた。

西村竹間の『図書館管理法』（金港堂書籍 1892）には次の一文が見られる。

編纂法ニ就テハ学者ノ所説未タ一定セズト雖モ字書體目録ヲ以テ至便ト為スモノ多キガ如シ（同書 p. 14）

これを見ると、大田為三郎案を成案とするには、日本文庫協会内において目録規則に関する議論は、十分に尽されていなかったように思われる。その「成立」のポイントが、「第二例会の参会者への印刷物の頒布」におかれるがこれでは、公開性に欠ける。しかも、この規則が、公刊という形で公の場に姿を現したのは、1900年7月発行の文部省編纂（田中稲城執筆）『図書館管理法』（金港堂書籍）が附録に^{20）}、この規則を掲載、発行した時である。「成立時点」から17ヵ年がたった時期であり、公開の迅速性に欠けるものであった。

このように見たとき、日本文庫協会の設立と、それと期を同じくして発案された標準目録規則の策定は、日本の図書館界における書誌コントロールの実質的起動を図ったものと言うことができるのではないかと考える。

同規則は日本図書館界の歴史上最初に図書館協会が編んだ目録規則として、一定の意義を有するであろう。しかし、討議の不足、その公刊にあたるものが例会における印刷物の配布に止まることなど、標準性には疑問がある。そうしたことから、この規則に“太田為三郎案”との断りを付して表されることがある^{21）}。しかし、形の弱いものながら、この規則は日本における標準目録規則の最初と見てよいであろう。

2-2 「和漢図書目録編纂概則」日本図書館協会編（1910年）

1908年3月下旬日本文庫協会は日本図書館協会と改称した^{22）}。その翌1909年4月中旬「和漢書目録編纂規則修正委員会」を設け、坂本四方太ほか一名の提案による修正案を採択した。1910年2月、日本図書館協会評議会が開かれ、和漢書目録編纂規則修正がなり、「和漢図書館編纂概則」として同年の『図書館雑誌』第8号に発表された。これによって同規則は、“公刊”とい

う目録規則としての条件を満たした。また、評議会において修正、決議を得るという、民主的プロセスが採られたことは、標準目録規則としての前進を見たものと評価できよう。

この規則は、1912年発行の文部省著（田中稲城執筆）『図書館管理法』[改訂版]（金港堂書籍）の附録とされ、図書館関係の学習者のマニュアルとなった。

この規則では、記述事項（特にその記載順序）に西洋目録規則のそれを導入する努力を示している。しかし冊子体目録を基盤とする書名基本記入方式を継承していた。なお時代はかつての分類ごとに集め書名順に排列するという旧弊を脱し、全分野を一括して音順に排列する（書名目録）方向へ動いていた。条項を見る。

第一 書名

- 一 書名ハ主トシテ卷頭ニ記セルモノヲ取り猥ニ改刪変更スベカラズ
- 二 卷頭ニ書名ナキモノハ題簽、見返又ハ扉等ニ記セル書名ノ中最モ適当ト認ムルモノヲ取ルベシ
- 三 題簽、見返又ハ扉等ニ記セル書名ガ卷頭ノ書名ト異ナルモノ並ニ一書ニシテ異名アルモノハ之ヲ補註シ必要ニ応ジ更ニ参照ヲ付スベシ
- 四 書名ヲ欠クモノハ新ニ適當ノ名ヲ付シソノ不備ナルモノハ之ヲ補正スベシ
- 五 叢書ハ叢書名ヲ取ルノ外ソノ細目ヲ列記シ必要ニ応ジ更ニ之ヲ個々ノ書名ニテ分出スベシ
- 六 合綴書及独立ノ書名ヲ有スル付録ハ個々ノ書名ニテ分出スベシ
- 七 逐次刊行物ノ書名ニシテ順序数ヲ有スルモノハ之ヲ除キタルモノヲ以テ書名トスベシ

第二 著者名

- 一 著者名ハ本名ヲ取ルル原則トシ若シ該著者ニ雅号ソノ他ノ別名ヲ書スルコトアルトキハ之ヲ補註シ必要ニ応ジ更ニ参照ヲ付スベシ但文学芸術ニ関スルモノニ於テハ著者ノ最モ広く知ラレタル名ヲ以テ本名ニ代用シ必要ニ応ジ更ニ本名ヨリ参照ヲ付スベシ
- 二 著者本名ノ一部分明ナラザルモノハソノ分明ナル部分ヲ取り本名全ク

分明ナラザルモノハ別名ヲ取ルベシ

三 叢書ハソノ編者名ヲ取りソノ取ムル所ノ書ハ各ソノ著者名ヲ取ルベシ

四 府、県、市、モノハソノ著者名ヲ補註シ必要ニ応ジ更ニ参照ヲ付スベシ町、村、協会ソノ団体ノ編輯ニ係ルモノハソノ団体名ヲ取り特ニ著者ノ記名アル

五 翻訳書、校訂書又ハ註釈書ハ原著者並ニ翻訳者、校訂者又ハ註釈者ヲ合セ取り必要ニ応ジ各之ヲ分出スベシ但本文ナキ註釈書ハ原著者ヲ省略スベシ

六 二人ノ合著ニ係ルモノハ二人ヲ取り三人以上ノ合著ハ最先ノ一人ヲ取りテ某等ト記シ必要ニ応ジ各著者名ヲ分出スベシ

七 著者ノ外國人ナル場合ハ著者名ト共ニソノ國籍ヲ掲グベシ

第三 出版及書写ニ關スル諸件

書名及著者名ノ後ニ左ノ諸件ヲ記スベシ但括弧内ニ記セルモノハ編纂者ノ随意タルベシ

- | | | |
|-----------------------------|---------|---------|
| 一 刊本写本ノ區別 | 二 出版地 | 三 出版年紀 |
| 四 版式又ハ書写ノ種類 | 五 出版度数 | 六 卷数及冊数 |
| 七 圖書ノ大サ | 八 製本ノ種類 | 九 (出版人) |
| 十 (地圖及肖像若クハ本文中ニ包含セラレザル圖書ノ数) | | |

第四 目次備考及雜件

一 目次ハ唯ソノ書名ノミニテハソノ書ニ記セル事項ヲ解シ難キ場合に之ヲ掲グベシ

二 総テ圖書ノ搜索ニ便ナル参照及圖書ノ性質ヲ明瞭ナラシムル備考ハ必ズ之ヲ付スベシ

三 略語、符号及書式ハ別ニ定ムル所ニ從フベシ

第五 排列

一 書名ソノ他ノ排列ハ総テ五十音順ニ從フベシ

二 書名又ハ著者名ニ二様以上ノ読方アルモノハ最モ適當ト認ムルモノニヨリテ之ヲ排列シ必要ニ応ジ他ノ読方ヨリ参照ヲ付スベシ

三 冠称ヲ有スル書名、冠称ノ必要ナル場合ヲ除キ総テ本称ニヨリテ排列スベシ但冠称ノ取捨一定シ難キモノハ必要ニ応ジ一方ヨリ参照ヲ付スベシ

四 同一書ニシテ刊本ト写本トアルトキハ刊本ヲ先キニスベシ

五 同一書ニシテ共ニ刊本ナルトキハ刊本ノ古キモノヲ先キニスベシ

この規則は、条項構造において旧規則（和漢図書編纂規則）と同じである。つまり、章は第一から第五の五つの章である。ただし、「節」にあたる第二段階の項目の見出し記号を、旧規則における「イ、ロ、ハ」から、和数字に変更した。また、排列は「総テ五十音順」とし、「イロハ順」を廃止した。これらは形式面に関することであるが、実質内容の変更について考察する。

「第一 書名」の内容を見ると、情報源に関して、筆頭に「巻頭」を規定している。これは「表紙」を情報源の第一に挙げた旧規則よりいくらか「著作」のタイトルに忠実であろうとする様子が見える。また、後位の情報源ながらタイトルページに相当する「扉」を加えた。これは、西洋目録規則に倣い、洋風の出版物が多くなった時代状況を映したものと言える。この「書名」の章に「逐次刊行物」を規定している。旧規則で「定時刊行物」と表し、「第二 著者」の章に記されていたものである。旧規則が、「定時刊行物」を「著者」の章で規定したことは、旧規則が著者基本記入方式を容れたとの解釈が成り立ちうることを前節で述べた。改訂規則「概則」は、こうした矛盾を解消し、純粋に書名基本記入の目録規則とした。その証左の一つが、この「逐次刊行物」の規定に現れていると見ることができると考える。

この規則は、志村尚夫の言うとおりに「明治26年の編纂規則よりは熟慮され、かつかなり訂正したものであるが、（中略）基本的な変更はなく、あくまでもその延長線上にあり、また、改訂版規則でもあった」²³⁾。だが、上記のように基本記入論から見ると微妙に変化した内実が見られる。したがって、延長的な形での「改訂」だけではない面があることにも留意したい。

「和漢書目録編纂概則」（1910年）の策定は、一種の書誌コントロールを目的としたものと考えられる。それが“小松原訓令”²⁴⁾など文部省支配の徹底を目指した、当時のネットワークの柱となったと批判される面があるが²⁵⁾、目録規則としての標準性を求めた点で、書誌コントロールの一環を形成したと評価することができよう。

2-3 「和漢図書目録法 [案]」日本図書館協会編 (1932年)

「和漢図書目録編纂概則」は日本図書館協会による1910年の策定以降、形式上“標準目録規則”として図書館実務書に掲載され²⁶⁾、文部省図書館員養成所(1921年開所)において講義され、実習のマニュアルとなっていた。しかし目録規則の国際的標準化に進み始めていた。記録対象を和漢書に限定した書名基本記入方式に立つこの目録規則に対して、留学帰りの図書館人、大学図書館関係者達は、不満を隠さなくなった。大学図書館中心に洋書には、米国図書館協会の目録規則(1983年)や、これを大いに参酌した「東京帝国大学附属図書館洋書著者書名目録編纂概則」(1893年)が用いられていたからである。

1927年の第21回全国図書館協会協議会で田中敬(東北帝大)は目録法の“統一の要望”を提案した。この意見は同年11月『図書館雑誌』に掲載された²⁷⁾。田中敬は、みずからの主張の主旨が、1918年の自著『図書館教育』(同文館, p. 340-343)で記されていること、すでに1913年に今井貫一(大阪府立図書館長)によって全国図書館大会ですでに提示されていることを述べている²⁸⁾。

日本図書館協会は1930年11月、和漢書目録法調査委員会を発足させた。委員長には、1917年全国図書館大会で目録法統一の必要性を主張した今井貫一が就任した。同委員会は、一年余の検討期間で委員会案を作成し、1932年4月『図書館雑誌』に「和漢図書目録法」を提示、発表した²⁹⁾。それは、著者主記入方式と書名主記入方式を併記した、いわば“両論併記”の目録規則であった。

この規則は、『図書館雑誌』に発表したという点において、標準目録規則としての条件の一つはクリアーしたと言えるが、他の点に関しては、標準目録規則成立のための要件を十分満たしたとは言い難いものであった。それは以下のことによる。

- 1) 一般会員、館員に開かれた議論の場に十分付されなかった³⁰⁾。
- 2) 委員長(今井貫一)の強引さによってか、拙速のきらいがあった³¹⁾。

- 3) 『図書館雑誌』での発表で「案」の文字を付さず、「和漢図書目録法」という“本版”の形で公表された。

1932年4月成則として誌上に公表し、「和漢図書目録法調査に関する報告」を同年7月に後出しするという手順前後までを冒した³²⁾。当時の図書館界運営施策は、圧政を極めた時代の国家権力と癒着したものである³³⁾。同時期、1933年7月、帝国図書館長・松本喜一を理事長に頂く日本図書館協会は、“中央図書館制”という中央集権制を盛り込んだ改正図書館令の公布に邁進した。日本図書館協会はこの目録規則によって何らかの意味の書誌コントロールを行おうとしたと見られる。

3 主記入論争とその後の標準目録規則

1929年以来独自に新しい目録規則の策定に対する取り組みを行っていた青年図書館員連盟の会員に反対論が多かった。加藤宗厚³⁴⁾が目立つ存在であった。「和漢図書目録法」が目録記入方式の一つとして規定している書名基本記入方式を擁護する意見も出された³⁵⁾。所謂、主記入論争である。

反対論も多かったため、日本図書館協会「和漢図書目録法」（1932年）は日本図書館協会「目録委員会案」と表現されることが多い³⁶⁾。また「案」との文字を付して「和漢図書目録法案」とする表現が採られることがある³⁷⁾。「和漢図書目録法」を標準目録規則として扱う立場も多少はある。田中敬の立場である³⁸⁾。田中は『和漢書目録法』（日本図書館協会 1939）で次のように記している。

本書は著者独自の思想を記述せるもので、日本図書館協会制定和漢図書目録法とはその叙述の順序等に於手必ずしも常に一致せるものではないが、併しながら二三特殊の事項を除く外は、大体に於て共通するところが多い（後略）。

田中敬は、二、三の特殊の事項だけが自説によるに過ぎないとしているが、この“二、三の事項”には、著者基本記入方式の採用が含まれており、その点から言えば彼における目録法に関する思考は「和漢図書目録法」の主旨と

「大體に於て共通する」と言うことはむずかしいのではなからうか。なお、同書の巻末付録として、12ページにわたって日本図書館協会制定「和漢図書目録法」の全条項を、1934年における一部修正を入れて掲載している。

その後、青年図書館員連盟『日本目録規則1942年版』³⁹⁾、帝国大学附属図書館協議会「和漢書目録規則 第一編」⁴⁰⁾が策定されたため、「和漢図書目録法」の標準目録規則としての性格は一層脆弱なものとなった。明確な形でその使用を表明したのは私立大学図書館協議会であるが、同協議会は後に青年図書館員連盟の『日本目録規則1942年版』の使用に切り替えている⁴¹⁾。

「和漢図書目録法」は、その公表の1932年から『日本目録規則1952年版』刊行の1953年初頭までの期間、形式上では、日本の標準目録規則であったと言うべきであろうか。しかし実質的には、幾多の論者がこの規則をして「和漢図書目録法案」, 「和漢図書目録法委員会案」と称するように“案”段階の規則に留まるであろう。この規則（案）を正式に採り入れたテキストは田中敬のそれを除き存在しない⁴²⁾。

第二次世界大戦後、日本の目録規則は米国図書館使節の指導（ダウズ報告）⁴³⁾の下に標準化が進む。それは「日本目録規則」との名称の下に日本図書館協会によって編集・刊行され、下記のように今日に繋がっている。それらについての検討は、別の機会に行いたい。

- 『日本目録規則 1952年版』日本図書館協会編刊 1953年
- 『日本目録規則 1965年版』日本図書館協会編刊 1965年
- 『日本目録規則 新版 予備版』日本図書館協会編刊 1977年
- 『日本目録規則 1987年版』日本図書館協会編刊 1987年
- 『日本目録規則 1987年版 改訂版』日本図書館協会編刊 1994年
- 『日本目録規則 1987年版 改訂2版』日本図書館協会編刊 2001年

注

1) Cutter, Charles A. “Rules for a dictionary catalog” 4th ed. Washington, D.C., GPO, 1904, p. 5.

- 2) 田中敬「目録法統一の希望」(第21回日本図書館協会協議会提案要綱)『図書館雑誌』第21年11号, 1927. 11, p. 317
- 3) 志保田務「日本における標準目録規則実質決定システムの変遷に関する一考察」『図書館界』vol. 54, no. 2, 2002. 3, p. 116-121
- 4) 西村捨也「図書目録と補助索引の関係について」『図書館学とその周辺: 天野敬太郎先生古稀記念論文集』1971. 6, p. 180. ただし著者主記入例があることが下記の文献で紹介されている。

古川肇「森銑三『近代名家著述目録と同後篇』について: 江戸時代における著者別書目の系譜」『資料組織化研究』44: 2001. 7, p. 31-33
- 5) 『国史大辞典』第12巻, 吉川弘文館, 1991, p. 838. これによると「本朝書籍目録」は, 神事, 帝紀, 公事, 政要, 氏族, 地理, 類聚, 字類, 詩家, 雑抄, 和歌, 和漢, 管弦, 医書, 陰陽, 人々伝, 官位, 雑々, 雑抄, 仮名の20門に分類。
- 6) 田中敬「目録法統一の希望」(第22回日本全国図書館協会協議会提案要綱)『図書館雑誌』第21年11号, 1927. 11, p. 317
- 7) 小倉親雄「アメリカ人の見た日本の図書館」『図書館界』2(1): 1950. 3, p. 23.
- 8) 田中敬 op.cit.
- 9) 岡田温『図書館: その本質, 歴史, 思潮』丸善, 1980. 3, p. 218.
- 10) 国立国会図書館『国立国会図書館三十年史』[本編] 国立国会図書館, 1979, p. 15.
- 11) 国立国会図書館監修『国立国会図書館百科』出版ニュース社, 1989, p. 8-9
- 12) 鈴木平八郎『国立図書館: 近代的機能の展開』丸善, 1984, p. 9-10
- 13) 岩猿敏生 [ほか] 共編『新・図書館学ハンドブック』雄山閣, 1984, p. 23
- 14) 小林花子『明治初期上野図書館における目録編纂史稿(上)』『書誌学』復刊新1号, 日本書誌学会 1965. 10, p. 79-93
- 15) 高野彰「東京大学法理文学部図書館史」(3)『図書館界』vol. 28, no. 4, 1976. 11, p. 163-171
高野彰「帝国大学図書館史」(2)『図書館界』vol. 29, no. 4, 1977. 11, p. 165-168
- 16) 志保田務「日本における標準目録規則実質決定システムの変遷に関する一考察」『図書館界』vol. 54, no. 2, 2002. 3, p. 116-121

- 17) 宮坂広作『近代日本社会教育史の研究』法政大学出版会, 1968, p. 132-134
草野正名『図書館の歴史』3訂, 学芸図書, 1970, p. 275
- 18) 志保田務, 北克一「戦前期における大学等の総合目録/目録規則策定に関する史的考察」『日本図書館情報学会(発表)』2003. 10
- 19) 樋口龍太郎稿『日本図書館協会五十年史』日本図書館協会, 1989, p. 6
- 20) JLAによる『図書館管理法』という図書は, 日本近代図書館の黎明期に三点出されている。第1のもの(1892)は「西村『図書館管理法』」と呼ばれる。第2のもの(1900)について, 石井敦はこれに「図書館管理法初版」と呼び(石井敦「1910年の転機:小松原文相の「訓令」をめぐって」『図書館学会年報』vol. 1, 1954. 11, p. 7), 石井知子は「稲城初版」とする(石井知子「三つの『図書館管理法』とその背景」『図書館学会年報』vol. 3, no. 2, 1956. 11, p. 24)。こうして第三の『図書館管理法』(1912), 改訂版と区別がなされる。
- 21) 『図書館ハンドブック』第5版, 日本図書館協会, 1990, p. 513, 「年表」<1893年>の項。なお同書の, 第4版(1977), 増補版(1964)も同様に称している。
- 22) 樋口龍太郎稿『日本図書館協会五十年史』日本図書館協会, 1989, p. 17-25
- 23) 志村尚夫『目録学序説:原理と事例からのアプローチ』学芸図書, 1978, p. 124
- 24) 石井敦「1910年の転機:小松原文相の「訓令」をめぐって」『図書館学会年報』vol. 1, 1954. 11, p. 7-22
- 25) 石井敦『日本近代公共図書館史の研究』日本図書館協会, 1972, p. 43-66
- 26) 日本図書館協会編『図書館小識』日本図書館協会, 1915, p. 120-125
- 27) 今井貫一「図書館管理様式の画一及様式の研究」『図書館雑誌』第19号, 1913, p. 81-84
- 28) 1927年の全国図書館大会で田中敬(東北帝大)は“目録法統一の希望”を述べ, この意見が同年『図書館雑誌』21年11号に掲載された。
- 29) 1932年4月『図書館雑誌』第26年4号(p. 75-112)に「和漢図書目録法」として発表した。なお, 同誌第28年2号(1934年2月, p. 54)に「和漢図書目録法最終修正案」が載せられた。この修正部分は「案」の文字を付しているが, 「案」, 「和漢図書目録法」本体への修正手入れがなされることはなかった。ただし目録委員の一人である田中敬はその著書『和漢書目録法』(1939年3月, 日本図書館協会刊)にこの修正を織り込んだ「和漢図書目録法」を附録としてしている。

近代初期における図書館目録規則の標準化過程に関する一考察

- 30) 全国集会の開催などがなく、一般図書館員の開かれた議論に付されることが十分ではなかった。
- 31) 竹林熊彦「今井委員会案の目録法を斜に視る」『図書館雑誌』第26年10号，1932. 10, p. 256-261
- 32) 今井貫一「和漢図書目録法調査に関する報告」『図書館雑誌』第26年7号，p. 217-222
- 33) 日本図書館協会『近代日本図書館の歩み 本編』日本図書館協会 1993, p. 301
- 34) 加藤宗厚「著者主記入論」『図書館雑誌』第26年9号，1932. 9, p. 103-112
- 35) 南論造「和漢書目録法における書名記入と著者名主記入：両者の得失に対する私見」『図書館雑誌』第27年5号，1933. 5, p. 100-103
- 36) 竹林熊彦「今井委員会案の目録法を斜に視る」『図書館雑誌』第26年10号，1932. 10, p. 256-261
- 37) 後藤純郎『分類と目録』（図書館の仕事；8）日本図書館協会，1974. 11, p. 196
- 38) 田中敬『和漢書目録法』日本図書館協会 1939, p. 1
- 39) 青年図書館員連盟目録法制定委員会『日本目録規則＝略称“N.C.R.”昭和17年（1942）』間宮商店，1943, p. 123
- 40) 帝国大学附属図書館協議会制定「和漢書目録規則 第1編」『図書館雑誌』第37年2号，1943年2月，p. 84-91
- 41) 日本図書館協会，op.cit., p. 47-65
- 42) 田中敬 op.cit.
- 43) 国立国会図書館『国立国会図書館30年史』国立国会図書館 1979年 2冊 [本編] 第一章 四節 三「ダウンズ招へいとダウンズ報告」p. 63-64 <資料編> 六「ダウンズ報告」p. 337-355, [英文] p. 435-393

A Historical Study on the Standardization of Library Cataloging Rules in the Early Modern Period of Japan

Tsutomu SHIHOTA

Historical research on the standardization of library cataloging rules in the early modern period of Japan was conducted. In the first chapter, the development and standardization of library catalogs and cataloging rules to keep pace with the modernization of libraries is discussed. Library cataloging rules have been standardized with an extraordinary steadiness with due regard to the library users' benefit.

In the second chapter, the history of cataloging rules as edited by the Japan Library Association (JLA) is summarized. In 1893, the year after the association was established under the name *Nippon Bunko Kyokai*; JLA compiled *Wakan-tosho Mokuroku Hensan Kisoku*, a manual of cataloging rules for Japanese and Chinese books. The rules were revised in 1910, 2 years after the association changed its name to the *Nippon Toshokan Kyokai*. The revised cataloging manual was called *Wakantoshō Mokuroku Hensan Gaisoku*. These two cataloging manuals were based on the “title/main-entry system” and were the traditional cataloging in Japan before the Meiji Era.

The “main-entry dispute” is the focus of the third chapter. In 1930, JLA decided to revise the cataloging rules, and in 1932 the JLA Cataloging Committee compiled a revision of the previous cataloging rules. Soon after, the so-called “main-entry dispute” arose, which eventually was resolved in favor of those who supported the “author/main-entry system,” based on the Western cataloging system. This system was considered the standard on the international level.

In my conclusion, the standardization of cataloging rules is greatly necessary for the library world, but the standardization must be suited to each nation, each language and each character of letters in presenting its works.